

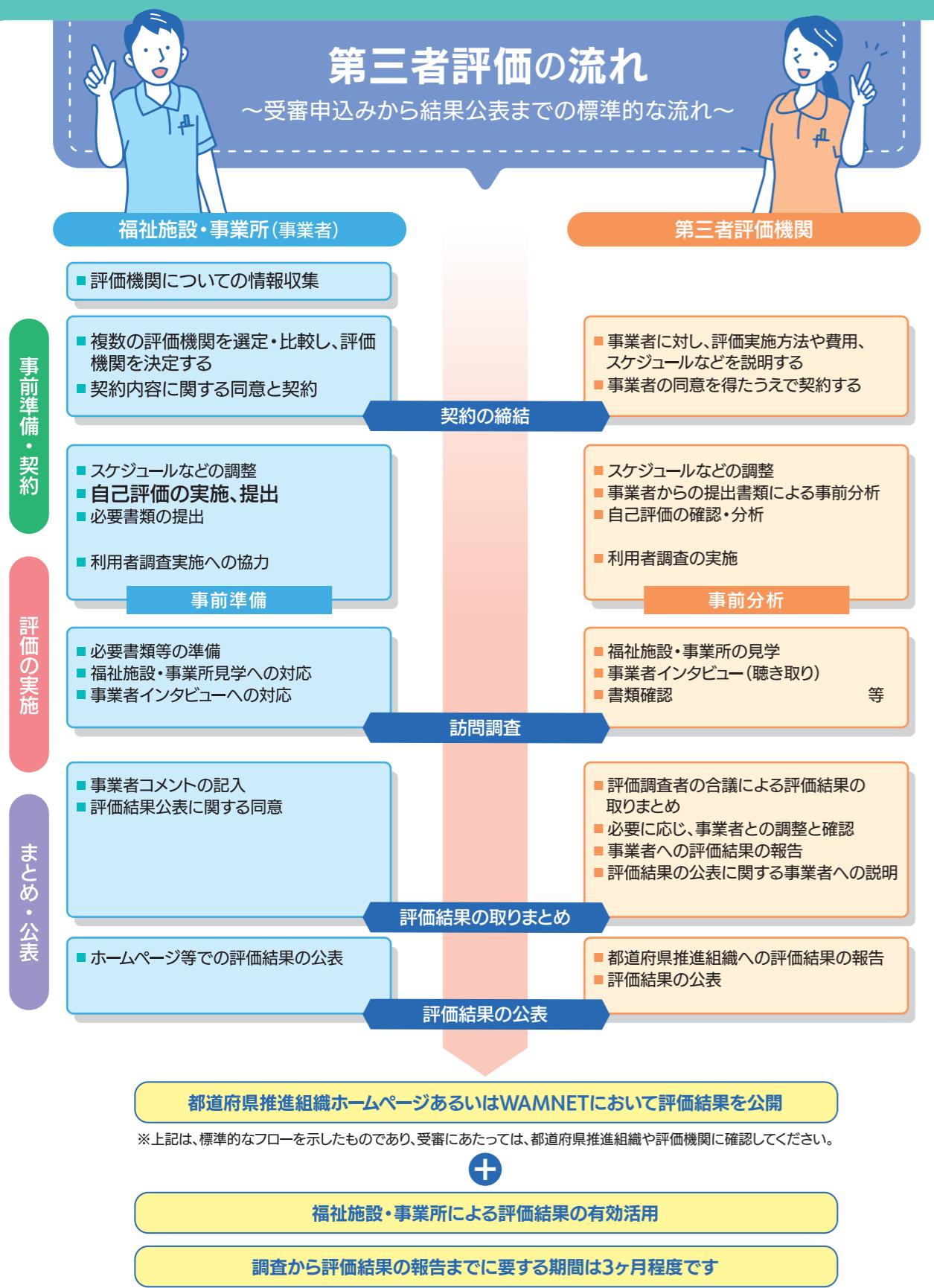
利用者の信頼 安心
職員の意識改革、意欲向上を導く

福祉サービス 第三者評価



第三者評価の流れ

～受審申込みから結果公表までの標準的な流れ～



さらに詳しい情報は WEB で!



2023年9月 発行

一般社団法人
宮城県社会福祉士会

〒981-0935 仙台市青葉区三条町10-19 PROP三条館内

TEL : 022-233-0296 FAX : 022-393-6296

E-mail: mail@macsw.jp

宮城県社会福祉士会

検索

一般社団法人 宮城県社会福祉士会

福祉サービス第三者評価とは

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

- 福祉サービスの質の向上を図ることを目的としています。
- 評価結果を公表することで、福祉サービスの利用を希望される方や、家族が福祉サービスを選択するための情報源の一つとなります。



宮城県福祉サービス
第三者評価制度
シンボルマーク

宮城県社会福祉士会による第三者評価を受審する4つのメリット

メリット
1

社会福祉の専門職である社会福祉士が、豊かな経験を生かした評価を行います

社会福祉の制度やサービスの専門職団体である社会福祉士会に所属する経験豊富な社会福祉士が評価調査者としてチームを組み、受審する事業所の管理者・従事者・利用者（保護者）の立場を理解してコミュニケーションを充実させながら評価を行います。（評価調査者一覧はホームページを参照）



メリット
2

福祉サービスの質を向上するための課題が見えます

評価の過程や結果から、福祉サービスの見える化ができ、運営面についての良い点や改善が必要な点が見えることにより、今後の取り組み課題や改善が必要な点が明らかになり取り組みがしやすくなります。

メリット
3

利用者の声がわかります

利用者調査も併せて実施することにより、実際にサービスを利用している皆さんの意向や潜在化している声を把握することができます。



メリット
4

事業者情報のPRができるとともに利用者の事業者選択に役立ちます

利用者やご家族、地域の方々にサービスの特徴について理解していただくことができます。

事業者の運営に関する考え方や向上への取り組みについてPRすることができます。



第三者評価のQ&A

Q.1

指導監査と第三者評価の違いは？

A

行政の行う指導監査は、法令が求める運営等に係る最低基準を遵守しているかを監査し、権限に基づいて改善指導を行うものです。監査の基準は「最低限」、満たさなければならないものです。

それに対して第三者評価は、福祉サービスの質をより良いものにするために、現状を評価し、改善につなげるために行うもので、事業者の皆さんの意志によるものです。

つまり、指導監査で最低限のラインを、第三者評価で現状のレベルを確認・評価するのですが、双方とも、実施後の改善に向けた取り組みが重要である点は同じです。

Q.2

介護サービス情報の公表と第三者評価の違いは？

A

介護サービス情報の公表は、介護利用者が適切かつ円滑に介護サービスを選択することができるよう、事業者が行っているサービスの客観的な事実を調査、公表するもので、良し悪しの評価は行いません。介護サービス情報の公表は、一定規模以上の全ての介護事業者に義務付けられています。

それに対して第三者評価は、公平・中立的な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの評価を行うもので、サービスの質の向上と利用者への情報提供を行うことを目的としています。第三者評価の受審は任意です。

Q.3

職員のメリットはあるの？

A

第三者評価を受けていただく過程において、日頃の業務の振り返りや、施設・事業所職員及び組織の責任を改めて理解することができます。さらに、福祉サービス事業者として「何のためにこの仕事をしているのか」といったことの再認識の機会にもつながります。

また、同じ目標に向かって取り組んでいくことで組織内のチームワークが向上するといった効果も期待されます。

Q.4

評価の対象となる施設（事業所）はどんなところ？

A

宮城県において、評価の対象としている施設は、次のとおりです。

○子どものためのサービス

児童福祉施設（保育所、児童養護施設、乳児院など）

○障害のある方のためのサービス

障害者支援施設、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所など

○高齢の方のためのサービス

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスなど）、通所介護、訪問介護

Q.5

社会福祉士とはどんな資格ですか？

A

「社会福祉士・介護福祉士法」に位置付けられたソーシャルワーカーとしての国家資格です。福祉の総合相談の担い手として、相談支援や関係機関との連絡調整役をはじめ、ネットワークづくり、権利擁護のための活動など様々で、高齢分野、障害分野、子ども分野、官公庁、司法分野、医療分野、教育分野、就労分野など活動分野は多様です。